

# 資料編

## 1. 柴田町子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(令5条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿

任期期間：令和5年7月1日～令和7年6月30日（3年間）

No	氏名	所属・役職	構成	備考
1	伊藤 誠	学校法人 柴田学園 たんぼぼ・ 第二たんぼぼ幼稚園長（私立幼稚園代表）	事業に従事する者	
2	佐藤 久美子	船岡保育所長（保育所代表）	事業に従事する者	
3	加藤 久美子	小規模認可保育園 どれみ （地域型保育事業者・認可外保育園代表）	事業に従事する者	
4	佐藤 江理佳	育児サークル代表（さくらんぼう）	子ども保護者 （未満児）	
5	戸塚 千春	保育所保護者代表（槻木保育所）	子ども保護者 （保育所）	
6	畑山 香織	幼稚園保護者（浄心幼稚園）	子ども保護者 （幼稚園）	
7	村上 祐美	小学校保護者（船迫放課後児童クラブ）	子ども保護者 （小学校）	
8	児玉 芳江	NPO 等子育て支援団体等 （NPO 法人 しばた子育て支援ゆるりん）	学識経験のある者	
9	大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会	学識経験のある者	
10	武田 則男	元 教育相談員、船岡小学校長	学識経験のある者	会長

### 3. 策定経過

年月日	内容
令和6年2月20日～ 令和6年3月6日	第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査の実施 ・町内在住の未就学児童のお子さんがある世帯 1,000 件（無作為抽出） ・町内在住の小学生児童のお子さんがある世帯 991 件（無作為抽出） 柴田町ヤングケアラー調査 ・柴田町立学校に通学している小学4年生、5年生、6年生 893 件 ・柴田町立学校に通う中学生、西住小学校区から大河原中学校に通う中学生、町内在住の高校生世代 1,987 件
令和6年7月10日	第1回柴田町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画について ・第3期子ども・子育て支援事業計画【計画概要】について ・その他 公立保育所の民営化について
令和6年10月10日	第2回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画【骨子案】について ・その他
令和6年12月23日	第3回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画【素案】について ・パブリックコメントの実施概要について ・その他
令和7年1月15日～ 令和7年2月13日	パブリックコメントの実施
令和7年3月14日	第4回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメント結果報告及び意見への回答について ・第3期子ども・子育て支援事業計画（最終案）の審議について

## 第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 発行

発行：宮城県柴田町

編集：子ども家庭課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

TEL : 0224-55-2115 FAX : 0224-55-4172